

労働爭議及労働條件改善

(一) 薩威丸船員割増金要求

橋本汽船會社薩威丸は先に濠洲へ向け出帆せしむる其後濠洲より歐州に廻航する事となり、當時日貨暴落の爲め乗組員は長途の外航期間の悪い外國貨幣にて其の給料を支給する、事は忍ぶ事が出来ないとして、爲替差金に對應する割増金を要求し來り、本組合は會社との間に屢々交渉を重ねた結果、給料割増三割同食料割増「チエツ」四割「トモ」三割は大正十四年三月二十日より支給し、往航々返手當は濠洲最終港メルブールを出帆當日より南洋第三區割増金を支給する事になつて圓滿無事に解決した。

(二) セイヌ丸乗組員待遇改善要求

鈴木商店セイヌ丸普通船員は北米ポトランド碇泊中絶対に上陸を禁止され、内心大に不平なりしが偶々船外に見物に出でたる一人がウォッチマンに殴打されたる事件起り之れは船長の差圖なるべしと、大正十四年三月三十日船長に對する不平反感爆發し一同を罷罷業を爲すに同時に (一)上陸を許可する事 (二)食料を改善する事 (三)時間外労働規定を制定する事 (四)娯樂設備を設くる事の四ヶ條の要求を船長に對して提出した。

船長は (一)は英國法規之れを許さざる故要求に應じ難し (二)は船主と一應協議する必要がある故即答し難し (三)(四)は船長として極力其の希望に應ずべく努力する旨回答せしも彼等によつて承認せられず。よつて船長は第一項の要求に就き更に譲歩し鈴木商店支店に協議の結果一同を自動車に分乗市中を見物さすべしと提議したるに、彼等は市中を自由に出歩すべきに右記妥協案を拒絶したるにより、船長は萬策盡き遂に米國官憲に依頼して首謀者三認むる十三名の者を一時拘禁せしめ内五名は其後復船を許したるも八名は遂に内地に送還せしめられ船員法第七十二條により一ヶ月の懲役に處せられた。其他の普通船員は同船が無錨に歸航するや會社代表者及び本組合代表者濱田國太郎氏訪船調停の上全部下船交代する事になつて解決した。

(三) 小樽 等 議

大正十四年四月四日北日本汽船會社大船丸より會社に提出した船員の現在給食料を三割方引き上げて内地率と同等にして貰ひたいと云ふ款願書に對し會社は明答せざりしを以て會社に誠意なきと爲し、遂に停船罷業の舉に出するに至り、之れを導火線として停船罷業は在泊各船に波及した。この停船數十隻、會社數四、同盟下船者二百餘名に達せし外、款願書のみを提出して出帆せし船は五隻を算するに至れり。此の問題に對する勞資兩者の意志及び態度は共に頗る頑強であつて容易に解決せず事情によつては如何なる大事を招來するやも計られざる状態に至つた。停船中には北海道樺太間其他の命令船あり、本邦北海の交通機關を妨害すること、なるべく停作決せざるべきは問題は單に北海道船主と罷業船員との關係に止まらず、組合對日本全船主、組合對政府、組合對社會の重大問題となるべく組合は國家の産業を破壊するものなりとの批難も惹起すべき形勢となつたが、北海道方面の官憲主として安藤小樽水上警察署長、猪間函館海事部長の居中調停その効を奏し燃狂せる船員も頭強なる船主も一切の解決を無條件にて兩者に一任する事となつた結果、四月七日即ち本事件解決の爲め懇々本部よ